

# 第四次地域管理経営計画書 (下北森林計画区)

(第一次変更計画)

計画期間 { 自 平成26年4月 1日  
至 平成31年3月31日 }

(第一次変更 平成28年3月)

東 北 森 林 管 理 局

**【変更理由】**

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

- 1 民有林と協調した森林整備等を推進するために森林整備推進協定を締結し森林共同施業団地を設定したことから変更する。
- 2 主伐・再造林による森林吸収源対策を推進するため伐採総量及び更新総量を変更する。
- 3 ヒバを主とする天然林の周辺に分布するスギ等の人工林を、ヒバ林へ復元するための取組を推進するため変更する。

**【変更項目及び頁】**

**1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項**

- (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項……………1
- (4) 主要事業の実施に関する事項……………1

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

#### ③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
1	402.70	216.65

#### ⑥ その他

オ ヒバ林復元の推進

日本三大美林にも数えられる青森ヒバの天然林は、かつては津軽半島、下北半島を中心に豊富にあったが、現在は高齢級の大径木が大幅に減少するなど、蓄積・面積とも少なくなっている状況にある。

一方当該地域においては、天然更新によるヒバの発生が旺盛であり、スギ等の人工林内においても同様の状況が観察される。

このような状況を踏まえ、津軽半島及び下北半島において、将来のヒバ林の拡大・充実に図られるようヒバ林の復元を図ることを目的として、ヒバを主とする天然林の周辺に分布するスギ等の人工林を、主に天然更新によりヒバを主とする林分へ誘導する取組を推進する。

下北森林計画区内における本取組を推進する地域（「ヒバ林復元推進エリア」）は、下北半島の田名部地区（214～217、219～221、225、234～237、240～244、249～252林班を除く）以西の国有林野とする。

### (4) 主要事業の実施に関する事項

#### ① 伐採総量

(単位：m3)

区分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
計	549,906	591,185 (8,478ha)	68,466	1,209,557

注1) ( ) は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

#### ② 更新総量

(単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	1,320	873	2,193

## ③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切・除伐	計
計	4,003	630	4,633

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。